

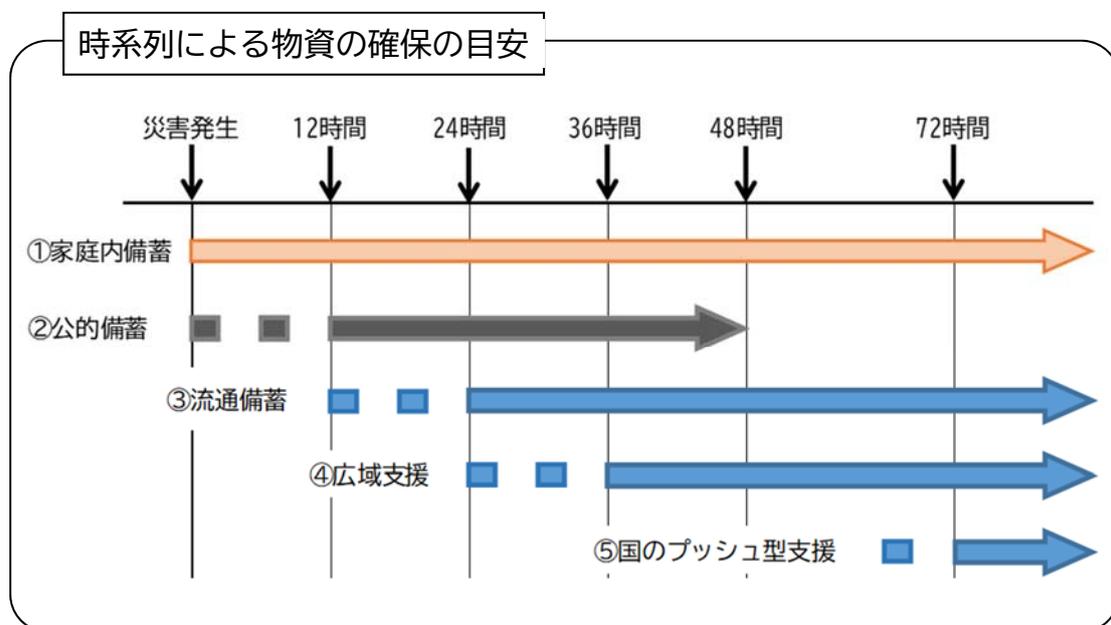
飯山市災害備蓄計画(洪水編) 概要版

計画期間：令和5年度～令和9年度

飯山市災害備蓄計画（洪水編）は、大雨、洪水等による避難所の開設や大規模災害が発生した場合の被害を想定した上で、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、市民による日頃からの家庭内備蓄を推進するとともに、市民、企業、行政が一体となり、被災者の避難生活に必要な物資の備蓄、調達等についての基本的な方針を示すために計画するものです。

なお、本計画では洪水時避難所への備蓄を推進することとし、地震又は土砂災害が発生した際に開設する避難所については、洪水時避難所からの運搬等により補うこととします。

■備蓄手法及び支援体制



① 家庭内備蓄

各家庭で最低3日分以上（推奨1週間分）の食糧・生活必需品を備蓄することを原則としています。災害時に限らずいつでも活用でき、また各家庭のニーズに応じたものであることから、備蓄の基本とします。

② 公的備蓄

市が発災から概ね12時間後までに段階的に提供できるようにするもので、1人が1日あたりに必要とする数量の1.5日分を購入・備蓄することとします。

③ 流通備蓄

災害時の応援協定を締結している民間団体から調達するものです。

④ 広域応援

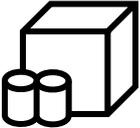
県内市町村及び災害時相互応援協定の締結自治体に対して支援を要請するものです。

⑤ 国のプッシュ型支援

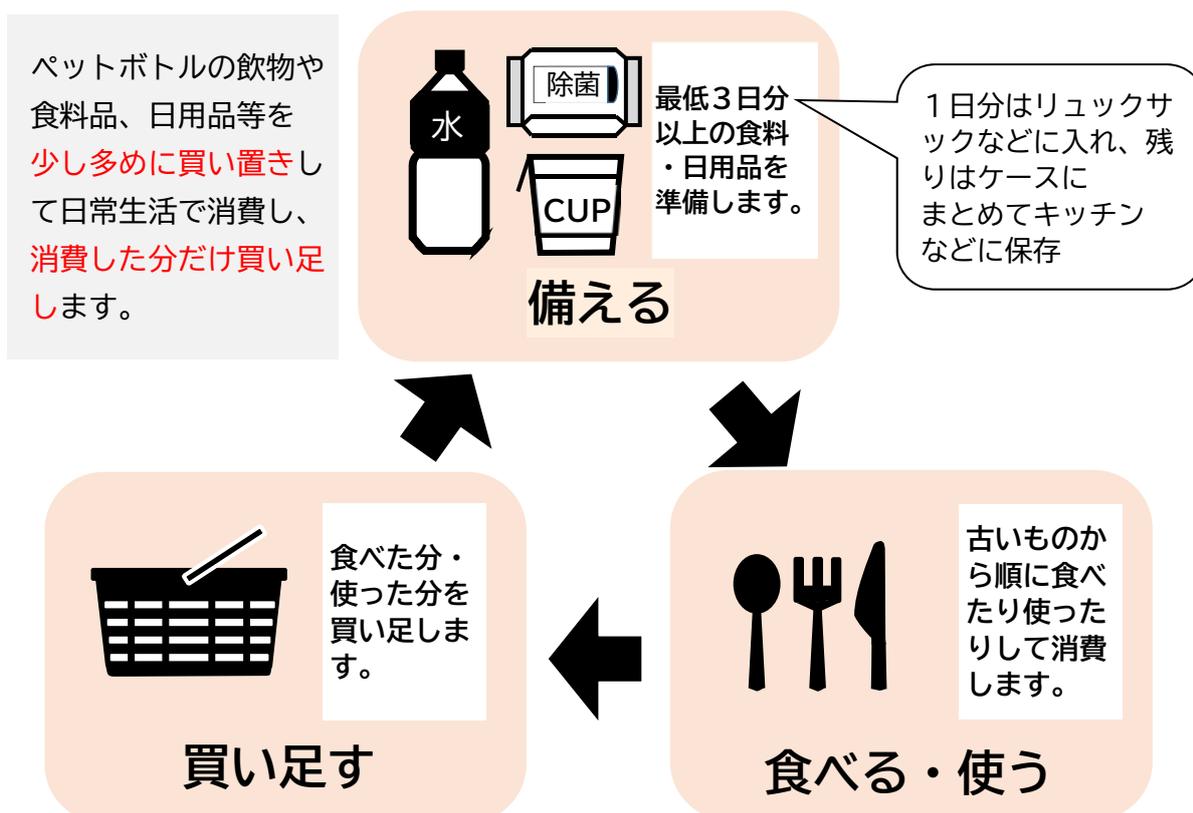
国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達・緊急輸送するものです。

■家庭内備蓄

(1) 「非常持ち出し用備蓄品」と「長期避難用備蓄品」

<p>非常持ち出し用 備蓄品</p> 	<p>避難する時にまず持ち出すべきものです。 非常用持出袋やリュックサックなどに入れて、玄関等の持ち出しやすい場所に置いておきます。1日分は用意しておきましょう。</p> <p>例：非常食、水、携帯ラジオ、懐中電灯・乾電池、携帯電話の充電器、防寒着、使い捨てカイロ、マスク、救急キット、携帯トイレ、生理用品、タオル等</p>  <p>※例示品一式とリュックサック</p>
<p>長期避難用 備蓄品</p> 	<p>長期避難用備蓄品は、救援物資が届くまでの避難生活に必要となるもので、食料・飲料水及び生活必需品など、最低3日以上（7日以上が望ましい。）を準備しておきます。</p> <p>また、そのうちの1日分は「非常持ち出し用備蓄品」としておきます。 災害発生後でもすぐに取り出せるよう、キッチンや押入れ、物置などに、ケースにまとめ取り出しやすくしておきます。</p> <p>例：飲料水、食品（インスタント麺・レトルト食品等）、紙の食器類、カセットコンロ、カセットボンベ、携帯トイレ、ウェットティッシュ等</p>

(2) 少し多めの買い置き備蓄（ローリングストック法）



■自主防災組織における備蓄

災害時に集落の公民館が一時避難場所として利用されることもあることから、自主防災組織に対して防災資機材の購入費用の一部を補助しています。

○飯山市自主防災組織等活動支援事業の概要

- ・ 交付対象者：自主防災組織、申請年度に防災訓練を実施する組織
- ・ 交付対象事業：防災訓練事業、防災用品備蓄事業など
- ・ 支援金交付額：交付対象経費の10分の7以内（限度額20万円）
- ・ 交付対象経費の例
本部の組立テント、救出救護用のはしご、情報収集用の無線機 など

■公的備蓄

(1) 備蓄物資支給対象者

備蓄物資支給対象者については洪水災害を想定し、**3,150人**とします。

①洪水時避難所※：**3,000人**

※飯山市立城南中学校、飯山市立秋津小学校、飯山市立東小学校、飯山市民体育館、トピアホール、岡山地区活性化センター、木島平村村民体育館（備蓄品の保管場所は旧飯山高校寄宿舎）

②福祉避難所（洪水時対応可能な避難所に限る）※：**150人**

※老人ホームてるさと、デイサービス瑞穂、ショートステイ・デイサービス外様、ショートステイ・デイサービスゆきつばき、飯山市老人福祉センター湯の入荘

(2) 備蓄品目

緊急性があり、必要不可欠な食料及び水、毛布や携帯トイレなどの生活必需品及び簡易ベッドなどの資機材の備蓄を選定方針に従って進めます。

○備蓄する品目と目標値、選定方針（一部）

品目	目標値	選定方針
食料（一般用） ・アルファ化米 など	13,000食	・アルファ化米及び加水等が不要な食糧（クッキーなど）であること ・調理不要でそのまま食べることができ、1食ずつパッケージされた袋タイプで、食器が不要であること ・特定原材料等（アレルギー物質）27品目以上を含まないこと ・原則5年以上の賞味期限を有すること
食料（高齢者・幼児用） ・アルファ化米（おかゆ） など	2,680食	・一般用の選定方針に加え、出来る限りそしゃくしやすいこと（おかゆなど）

■流通備蓄・広域支援

(1) 流通備蓄

市では、災害時に生活物資を調達・供給するため、食料や水、生活必需品、日用品雑貨、資器材等に関して、市内または近隣にある企業等と協定を締結しています。

今後も避難生活の長期化に備えるため、必要な協定の締結を推進します。

(2) 広域支援

災害時応援協定に基づく広域支援については、災害の状況、規模に応じた迅速な応援が期待できることから、市内外問わず様々な場所の自治体と協定の締結を推進します。

■備蓄品の保管場所と運搬

(1) 保管場所

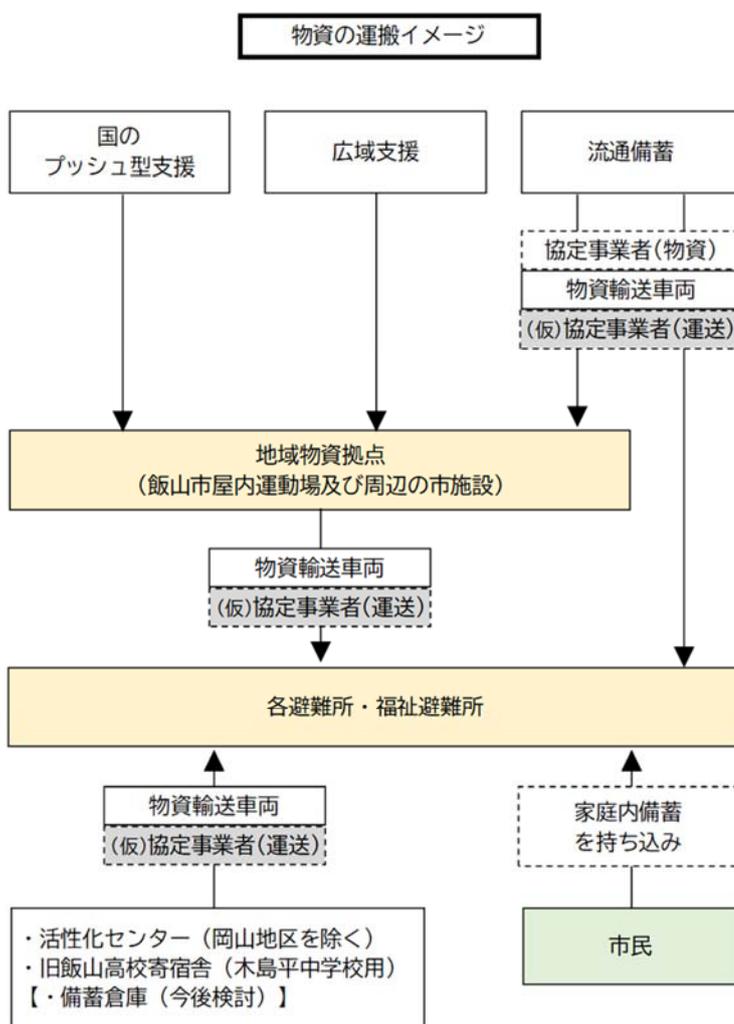
備蓄物資は主に洪水時指定避難所7か所、各地区活性化センター、福祉避難所に保管することとします。

ただ、各避難所において備蓄するスペースが十分に確保できないことも想定されることから、複数の避難所をカバーできる備蓄倉庫の確保について検討します。

(2) 運搬

支援物資を地域物資拠点から各避難所までを運搬するケース、開設していない避難所や備蓄倉庫等から移送するケースなどが想定されます。

そのため、運搬専用車両の導入や、市内の運送事業者等と市内の運送事業者等との協定の締結を検討します。



■備蓄品の活用及び管理

廃棄ロスを最低限に抑える観点から、備蓄品は平時における防災意識の啓発と使用方法の確認としての利用と、発災時における二次利用を検討します。

また不足する品目や数量について、保存状況を考慮しながら計画的に購入します。